

諮 問 事 項

『山形県東根市に所在する普通財産を、東根市に対し、小学校用地等として売払等することについて』

1. 対象財産

(1) 所在地 山形県東根市神町南三丁目9088番64外3筆

(2) 区分・数量 土地(宅地) 13,609.39㎡
工作物(囲障ほか) 一式

(3) 財産の主な沿革 本件財産は、防衛省所管の行政財産(陸上自衛隊神町駐屯地)として使用されてきたものであるが、平成29年3月16日付をもって、東北財務局山形財務事務所が引受したものである。

(4) 位置・環境 本件財産は、JR奥羽本線「神町駅」の南東方約1.1kmに位置し、周辺は、幹線道路沿いに店舗・公務員宿舎等が所在し、背後は自衛隊施設や果樹園に利用されている地域である。

2. 相手方 東根市

3. 利用計画 東根市立神町小学校移転用地(学童保育所含む)、道路用地

4. 処理方針 小学校用地 減額売払及び時価売払
道路用地 時価売払及び無償貸付

5. 適用法令 国有財産法第20条
会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号